

コンビニ交付はこんなに便利です！

*市外にいても受け取れます

お昼休みや通勤途中でも利用できるのも、仕事を休む必要がありません。

*夜間、早朝でも受け取れます

証明書が急に必要になった場合でも、翌日の提出に間に合います。

*家の近くで受け取れます

お近くのコンビニで受け取れるため、時間やガソリン代などが節約できます。

*申請書の記入は不要です

マイナンバーカードを利用して、自分自身で多機能コピー機により発行するため、申請書を記入する手間がかかりません。また、待ち時間がほとんどかかりません。

*個人の情報を他人に知られることはありません

自分自身で証明書を発行するため、市の職員やコンビニの店員に証明書の内容を知られる心配はありません。また、暗証番号の入力が必要なため、なりすましによる不正取得の恐れはありません（※暗証番号を他人に知られないよう、適正な管理が必要です）。

コンビニ交付サービスに関する注意事項等

- コンビニ交付サービスは、マイナンバーカードを利用して、自分自身で店内に設置された多機能コピー機で証明書を発行するサービスです。
- 個人番号・住民票コードを記載した住民票の写しは発行できません。
（個人番号等の記載が必要な場合は、市民課または各支所へお越しください。）
- 氏名や続柄の文字数が多い方については、発行できない場合があります。
（このような場合は、市民課、各支所または行政サービスセンターへお越しください。）
- 証明書はホチキス留めされません。お取り忘れのないようご注意ください。
- 発行された証明書について、払い戻しや差し替えなどの対応はいたしかねます。
- マイナンバーカードに利用者証明用電子証明書が記録されている（カード交付時に利用者証明用電子証明書を申し込まれている）場合に、このサービスが利用できます。
（利用者証明用電子証明書が記録されていない場合は、カードをご持参の上、市民課、金谷南支所または川根支所へお越しください。）
- 市の窓口で印鑑登録証明書を受け取る際には、印鑑の登録時に交付された「印鑑登録証」が必要です。

